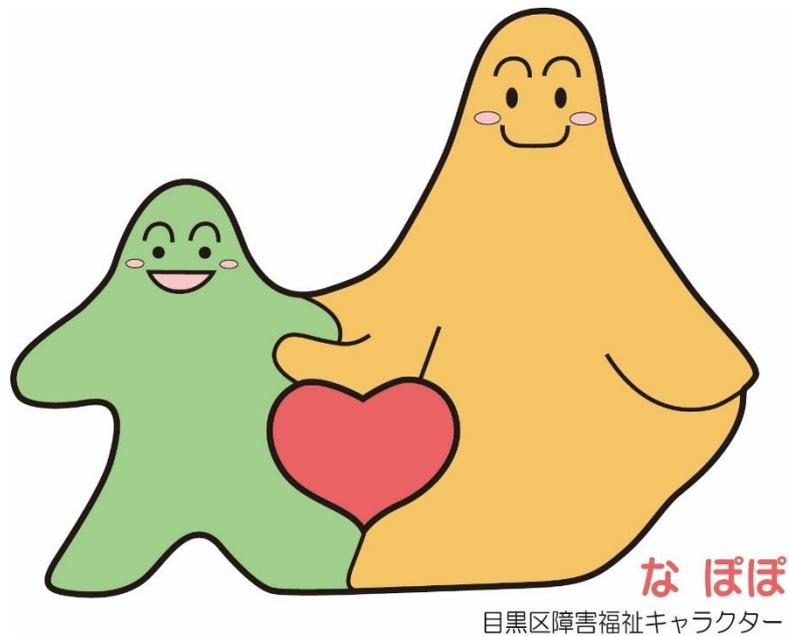


# 目黒区通所施設利用者の 食費助成申請手続き



**【担当・申請書送付先】**

〒153-8573

目黒区上目黒 2-19-15

目黒区健康福祉部 障害施策推進課 障害福祉給付係  
通所給食費助成担当

TEL : 03-5722-9254

## 通所施設利用者の食費助成について

### 1 通所施設利用者の食費助成とは

目黒区独自の利用者負担軽減策として、都内民間通所施設の利用者等に対し、食費の一部を助成するものです。

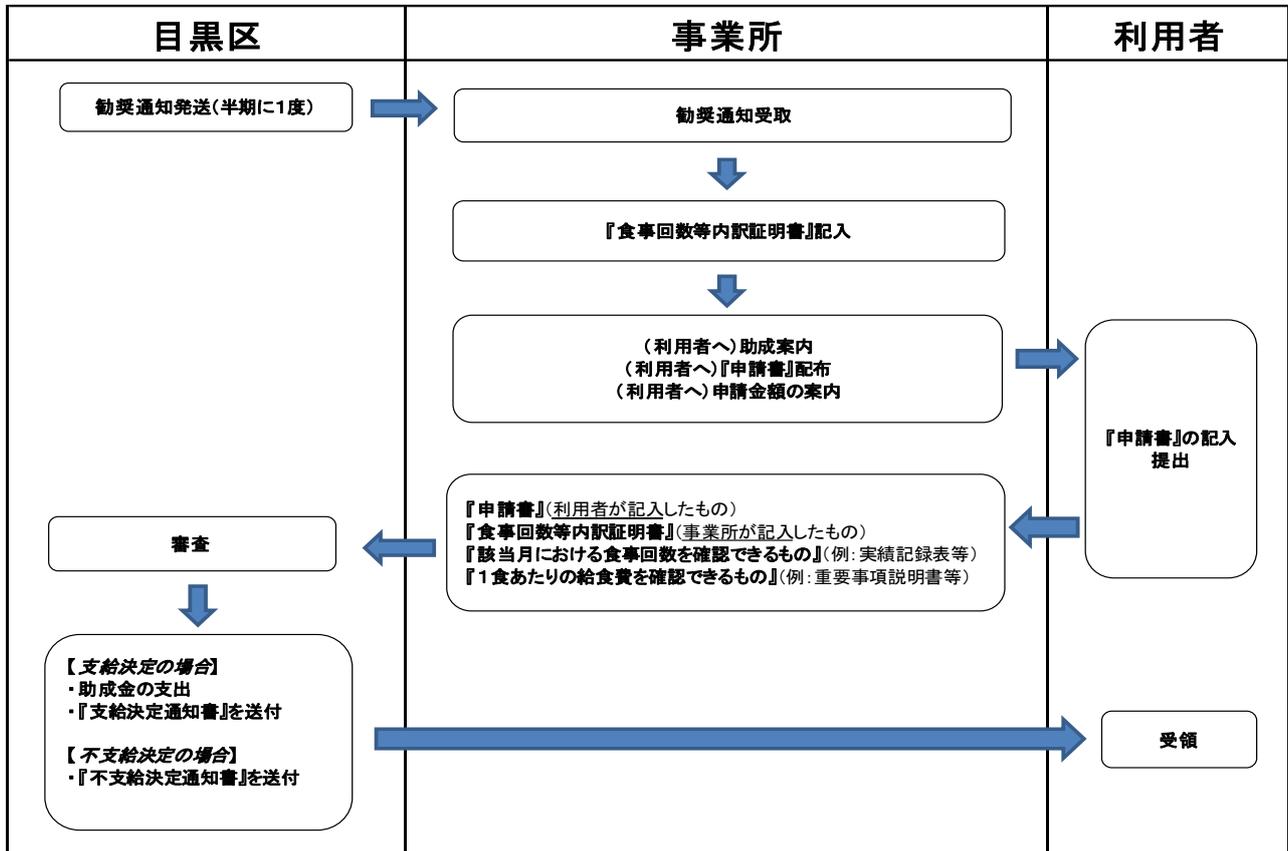
### 2 概要

通所施設利用者の食費助成	
対象者	都内民間通所施設に通う利用者 (都内民間通所施設が、食費助成相当分をあらかじめ差し引いて、利用者から徴収した場合は、当該施設)
都内民間通所施設とは	事業所所在地が都内にあり、食事提供体制加算の対象となる事業所として指定を受けている、以下のサービスを提供している事業所 ・生活介護 ・自立訓練（宿泊型自立訓練を除く） ・就労移行支援 ・就労継続支援
1食あたりの助成上限額	利用者負担上限月額に応じて助成 37,200 円の利用者・・・400 円 37,200 円以外の利用者・・・200 円
その他	その他支給に係る要件等は、「5 Q&A」をご確認ください。

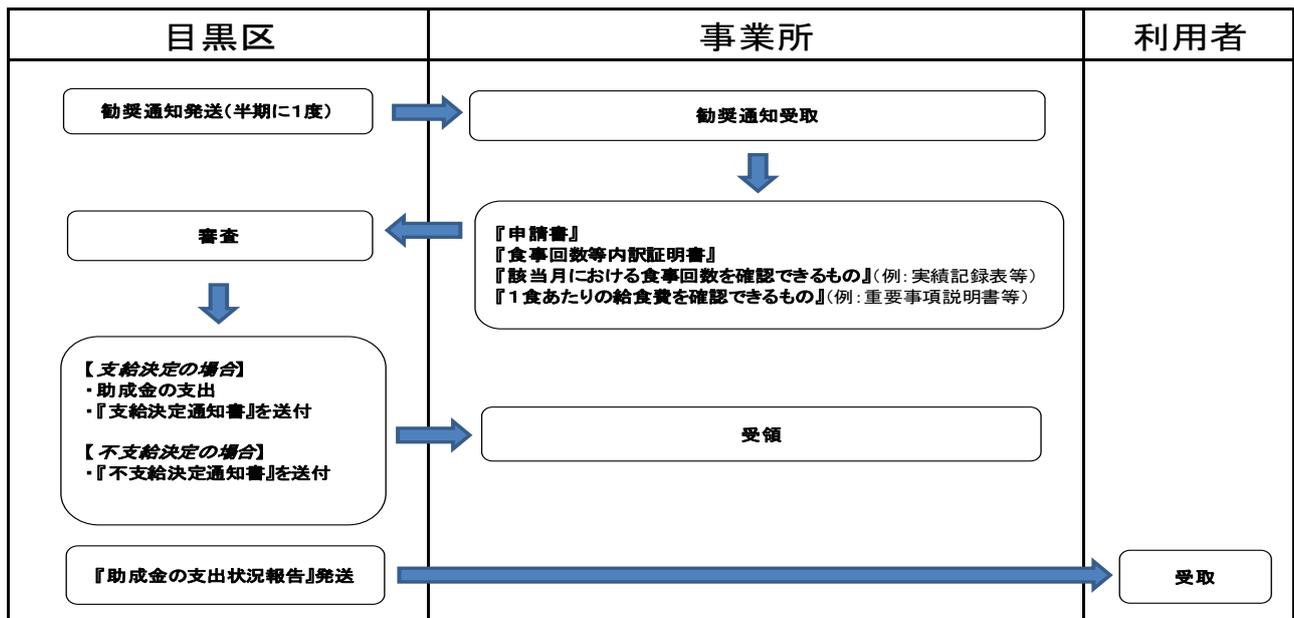
### 3 申請から支給の流れ

事業所が、食費助成相当分をあらかじめ差し引いて、利用者から徴収しているか否かによって、以下の2パターンの申請方法があります。

**パターン1** 事業所が、食費助成相当分をあらかじめ差し引かずに保護者から徴収している  
 =保護者が申請（事業所とりまとめ）



**パターン2** 事業所が、助成金分をあらかじめ差し引いて保護者から徴収している場合  
 =事業所が申請



#### 4 申請書類について

NO	申請書類	備考
1	目黒区民間通所施設利用者に係る食費助成申請書	目黒区ホームページからダウンロード可能 ※利用者申請用と事業所申請用があります。
2	食事回数等内訳証明書	目黒区ホームページからダウンロード可能
3	該当月における食事回数を確認できるもの	例:実績記録票等
4	1食あたりの給食費が分かるもの及びキャンセル料規定を確認できるもの	例:契約書・重要事項説明書等

#### 5 Q&A

Q1 勸奨通知はいつごろ届きますか？

A1 毎年4月、10月頃を予定しています。

Q2 助成対象となる食費について教えてください。

A2 ・食事は、事業所施設内の調理室を使用して当該施設が自ら調理し、利用者に提供したものと  
し、外部に発注したお弁当、おやつ代、イベントの一環で作成した食事は対象外です。判断  
に迷われた場合は、区の担当者にご連絡ください。  
・食費は、利用者が事業所に支払う予定だった食費です。(食事の作成に係る費用が、利用者  
から徴収する食費を超えている場合でも、利用者負担分を上限とします。)

Q3 食事をキャンセルした場合はどうなりますか？

A3 重要事項説明書や契約書に、食事をキャンセルした場合の取扱いが記載されている場合に限り  
助成対象とします。

Q 4 食事提供体制加算との兼ね合いはどうなりますか？

A 4 食事提供体制加算は、食費に係る調理人件費相当分を公費（加算）で負担するものです。そのため、事業所は、食事提供体制加算対象者の食費に関しては、食材料費のみ徴収することになっています。目黒区通所施設利用者に係る食費助成は、当該食材料費分を助成いたします。

Q 5 区が利用者に送付する『助成金支出状況報告書』とはどんなものですか？

A 5 事業所に支出した助成金の内訳（提供回数・1回あたりの給食費・助成額等）が記されています。『助成金支出状況報告書』を利用者に送付後、利用者から回数等に疑義がある場合には、別途事業所宛てにご連絡させていただく場合がございますので、よろしく願いいたします。